

鹿児島市子ども・子育て支援事業計画見直しスケジュール

		計画の点検・評価及び中間年の見直し	
		鹿児島市	鹿児島県
4月			
5月			
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○点検・評価(「量の見込み」及び「確保方策」に係る計画値と実績値の比較及び要因分析)実施 ○見直しの方針(見直しの要否, 方法)作成 		
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○「量の見込み」に係る見直し作業 ○「確保方策」に係る見直し作業 		<ul style="list-style-type: none"> ○評価・点検結果, 見直しの方針, 見直し後の「量の見込み」・「確保方策」照会 (→市町村へ)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て会議開催 (8月2日) ○評価・点検結果, 見直しの方針, 見直し後の「量の見込み」・「確保方策」回答 (→県へ) ※原則として, 子ども・子育て会議で審議したものを提出。 ○見直し後の「量の見込み」・「確保方策」の調整等 		<ul style="list-style-type: none"> ○市町村回答とりまとめ・確認 ○重点項目に係る評価・点検 ○県計画見直し方針(案)作成 ○子ども・子育て支援会議開催 (8月30日予定) ※議題: 評価・点検, 見直し方針等 ※市町村回答の取りまとめ結果により議題を作成
9月			<ul style="list-style-type: none"> ○見直し後の「量の見込み」・「確保方策」確定値回答(→国へ 9月末)
10月			<ul style="list-style-type: none"> ○協議の回答通知 (→市町村)
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○県との協議 (→県, 11月下旬頃まで) ※協議は, 支援会議の議論を踏まえた最終案で行うこと。 		
12月			
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○改定に係る市長決裁 ※決裁は, 県との協議の回答受理後に行うこと。 		<ul style="list-style-type: none"> ○県計画の改訂作業
2月			<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援会議開催(2月予定) (県計画改定案について諮る)
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○改訂後計画の提出 (→県, 3月末まで) 		<ul style="list-style-type: none"> ○3月議会 ○決裁 ○改訂後計画の提出(→国)

子ども・子育て支援事業計画中間見直し方針について

1. 子ども・子育て支援事業計画中間見直しにおける見直しの対象

(1) 根拠法令等

①内閣府告示第159号（平成26年7月2日告示）

- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（抜粋）
『・・・市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。』

②本計画『第6章 計画の推進にあたって（抜粋）【本編P153】

- 『・・・計画の中間年度（平成29年度）を目安として、計画の見直しを行います。』

(2) 対象領域

見直しの対象領域は、「第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制」（計画全体でなく一部を見直し）。

①教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

（以下、「教育・保育施設」）

②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

（以下、「地域子ども・子育て支援事業」）

- ・放課後児童健全育成事業、一時預かり事業 など

(3) 対象年度

計画期間（H27年度から31年度まで）のうち、30、31年度の計画に適用する。

(4) その他

- ・新たなニーズ調査は実施しない
- ・パブリックコメント手続きは実施しない（子ども・子育て会議において意見聴取）
- ・第4編の改訂版を作成（自前印刷）

2. 見直し方針

本計画「第6章 計画の推進にあたって」、及び国の手引き等を踏まえ、次の条件に当てはまる事業は見直しを検討するものとする。

(1) 教育・保育施設

- ・28年4月1日の各地域の『量の見込み（ニーズ）』の計画値と実績値の乖離が10%以上ある場合等

(2) 地域子ども・子育て支援事業

- ・28年度の『量の見込み（ニーズ）』の計画値より実績値が上回っている場合等

【参考：中間見直しに関する国の手引き（抜粋）】

①教育・保育施設

平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合には、原則として見直しが必要 他（実績値 > 量の見込みとなる場合には、見直しを行うことが望ましい。）

②地域子ども・子育て支援事業

教育・保育の見直しに併せて、必要に応じ見直しを行うこと。